1埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量

TEVE CICION INVESTIGATION OF THE PROPERTY OF T														
	埋め立てた年月					令和7年						令和8年		合計 [t]
	単位:トン	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	DBI LLJ
	焼却灰等													0
	破砕不燃等													0

2点検状況

○:異常なし ×:異常あり				令和8年								
点検年月日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検年月日	04月30日	05月31日	06月30日	07月31日	08月31日	09月30日						
擁壁等	0	0	0	0	0	0						
遮水工	0	0	0	0	0	0						
調整池	0	0	0	0	0	0						
浸出水処理設備	0	0	0	0	0	0						
導水管等の防凍措置の状況	0	0	0	0	0	0						
必要な措置を講じた日												
措置の内容												

3最終処分場の残余の埋3	立容量
測定日	休止中
残余容量(m3)	休止中

4周縁地下水及び放流水の水質検査 採取場所 金沢埋立処分地 地下水 上流

1木収物/FI 並/八生工だ/J・地 /	包下水 工川																						
項目			技術上の		令和7年												令和8年						
採取した年月日	単位	基準値	基準で定める	04月07日	04月22日	05月07日	05月20日	06月02日	06月30日	07月15日	07月30日	08月04日	08月18	3									
検査結果の得られた年月日			検査頻度	04月21日	05月07日	05月21日	06月04日	06月16日	07月14日	07月29日	08月13日	08月29日	09月02	3									
塩化物イオン	(mg/l)		月1回以上	5.0	4.0	4.3	4.0	4.3	2.1	4.0	3.3	4.3	4.3										
必要な措置を講じた日																							
措置の内容																							

採取場所 金沢理立処分地	地下水 下流																								
項目			技術上の		令和7年												令和8年								
採取した年月日	単位	基準値	基準で定める	04月07日	04月22日	05月07日	05月20日	06月02日	06月30日	07月15日	07月30日	08月04日	08月18日												
検査結果の得られた年月日			検査頻度	04月21日	05月07日	05月21日	06月04日	06月16日	07月14日	07月29日	08月13日	08月29日	09月02日												
塩化物イオン	(mg/l)		月1回以上	320	290	320	320	310	250	240	320	290	320												
必要な措置を講じた日																									
井帯の内 容																									

採取場所 金沢埋立処分地 放流水

項目			技術上の									令和	7年					令和8年	
採取した年月日	単位	基準値	基準で定める	04月07日	04月22日	05月07日	05月20日	06月02日	06月30日	07月15日	07月30日	08月04日	08月18日						
検査結果の得られた年月日			検査頻度	04月21日	05月07日	05月21日	06月04日	06月16日	07月14日	07月29日	08月13日	08月29日	09月02日						
水素イオン濃度	(mg/l)	5.8~8.6	月1回以上	8.1	7.8	8.0	7.9	7.9	7.9	7.8	8.0	8.2	7.9						
生物化学的酸素要求量	(mg/l)	40以下 ※	月1回以上	検出せず	2.5	検出せず	1.1												
化学的酸素要求量	(mg/l)	40以下※	月1回以上	5.4	6.1	5.7	6.0	5.5	5.5	5.6	5.3	5.9	4.8						
浮遊物質量	(mg/l)	70以下 ※	月1回以上	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	1.0	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
大腸菌数	CFU/ml	800以下	年1回以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
窒素含有量	(mg/l)	60以下	年1回以上	11	7.9	8.9	9.0	11	9.7	9.4	8.8	9.5	13						
必要な措置を講じた日																			
措置の内容																			

基準値に※がついているものは県条例に基づく。